

西宮市住まいの緑化助成金に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、緑化事業を実施する者に対し、その整備に係る費用の一部を助成することにより、緑豊かな潤いのある美しいまちづくりを推進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、市内において建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法律に適合する建築物を所有する者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条の区分所有者の団体を含む）および土地を所有または借りている者とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 国、地方公共団体その他のこれに準ずる団体
- (2) 他の制度で緑化等関連助成を受ける者
- (3) 転売を目的とした者
- (4) 兵庫県環境の保全と創造に関する条例（平成7年条例第28号）により必要とされる緑化を行う者。
- (5) 西宮市開発事業等におけるまちづくりに関する条例（平成12年条例第74号）により必要とされる緑化を行う者。

(助成の対象となる工事)

第3条 助成の対象となる工事は、次のとおりとし、助成対象となるそれぞれの緑化基準は、別表第1号のとおりとする。

- (1) 接道緑化（別表第1号に適合する緑化工事）
- (2) 壁面緑化（別表第1号に適合する壁面緑化）
- (3) 屋上緑化（別表第1号に適合する屋上緑化）

2 同一場所での助成の対象となる工事は1工事とする。また、既に助成対象となった同一の場所における助成対象の事業については、助成の対象とはしない。ただし、前回の申請から5年を経過したものについては、この限りでない。

(助成金の額)

第4条 助成金の交付金額及び限度額は別表第2号に定める。査定した額が交付限度額を超える場合は、交付限度額を交付額とする。

2 市長は、前項の規定に対して、予算の範囲内で助成するものとする。

(申請手続等)

第5条 この要綱による助成金の申請手続等については、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号）の規定によるものとする。ただし、申請等の様式は、市長が別に定めるところによる。

(管理責任)

第6条 この要綱による助成金の交付を受けた者は、事業により植栽した植物及び設置した施設を健全に保持し、適正な管理を行わなければならない。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

- 付 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成20年7月11日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成22年9月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成26年5月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1号 助成の対象となる工事（第3条関係）

工事種別	設置箇所	設置基準 いずれも恒久的な緑化及び構造物に限る
接道緑化	住居専用の敷地内で公衆用道路又は公衆用道路横の水路に接するところから7m以内の部分に植栽し、外部から眺望できるもの	<p>(1) 新規に高木・中木を合わせて3本以上植栽する場合 高木とは、地面から高さ3m以上の樹木 中木とは、地面から高さ1.5m以上3m未満の樹木 ※高さ0.3m以上の低木も助成対象となるが、低木のみ申請は不可 また、既存植栽の撤去に伴う植え替え工事や、地被・草本は対象外</p> <p>(2) 接道部分と植栽の間に遮蔽物がある場合は、遮蔽物の上部より樹高の1/2以上が見える樹木を使用すること。</p>
壁面緑化	住居専用の敷地内で公衆用道路又は公衆用道路横の水路から眺望ができるもの	<p>ネットフェンス、ブロック塀等又は建築物・石積・擁壁の壁面等を、新規にツタ類で連続して緑化するもので、将来これらを覆う状態になる程度の密度（1m当たり3株以上）で植えるもの。 ※既存壁面緑化の撤去に伴う植え替え設置工事は対象外</p>
屋上緑化	住居専用の敷地内	<p>植栽に必要な土の厚みを持ち、雨水がかかる建築物上を新規に緑化するもの。 新規に植生池、水田などの水面を建築物上に設置するもの。 ※既存屋上緑化の撤去に伴う植え替え設置工事は対象外</p>

※当該年度における同一場所での助成の対象となる工事は1工事に限る。

別表第2号 助成金の額（第4条関係）

工事種別	助成金額		限度額
接道緑化	樹木の規格	助成単価	5万円
	高木（高さ3.0m以上）	15,000円/本	
	中木②（高さ2m以上3m未満）	4,800円/本	
	中木①（高さ1.5m以上2m未満）	2,300円/本	
	低木②（高さ1m以上1.5m未満）	1,600円/本	
	低木①（高さ0.3m以上1m未満）	450円/本	
壁面緑化	材料、施工費	対象経費の2分の1	10万円
屋上緑化	材料、施工費	対象経費の2分の1	15万円